平成２４年（フ）第５３号
長野県大町市平7840番地　ハイツサンライズ２－Ａ
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６号
岐阜県可児市土田5320番地３サントピア東山302
債務者　下小瀬　定
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２７号
岐阜県可児市土田5320番地３サントピア東山302
債務者　下小瀬たか子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５０３号
名古屋市中村区名駅南１丁目19番９号　グランドソレイユ名駅603号
債務者　小川　里沙
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
滋賀県野洲市大篠原713番地
債務者　福永　法子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０号
大津市石場８番１号
債務者　遠藤　裕久
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番24―103号、前住所滋賀県湖南市岩根3336番地19
債務者　松田　　実
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
滋賀県草津市野村６丁目10番30―101号
債務者　上田　洋美（旧姓西堀）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
大津市園山１丁目１番１号　大泉寮、前住所京都市右京区太秦蜂岡町10番地106
債務者　原　　誠治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
島根県出雲市東林木町1116番地２
債務者　ユーエヌ工業こと　上原　秀延
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２０５号
広島県廿日市市六本松１丁目20番16号
債務者　宇山広美こと　張　　広美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
広島県尾道市西藤町425番地２
債務者　部谷光ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
福岡県宮若市脇田507、住民票上の住所福岡県嘉麻市桑野3658番地８
債務者　鶴田　輝美（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３８号
大分市今津留１丁目15番９号　メゾン舞鶴401
債務者　杉村　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
大分県別府市野口中町４番２号　生駒ビル103号
債務者　後藤　隆信
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８４号
大分市大字佐賀関2755番地
債務者　松本　文代（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１号
宮崎市月見ケ丘２丁目36番５号　ムーンアフロヒルⅠ―103号
債務者　那須　浩美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係